

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 169 号（諮問第 190 号）

件名：供述録取書及び実況見分調書並びにそれに関する一切の行政文書の不開示（適用除外）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 5 月 27 日

2 原処分

令和 2 年 6 月 4 日（不開示（適用除外）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 18 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 9 月 18 日

5 審議会の結論

処分庁が、条例第 3 章（自己情報の開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が道路交通法違反による取締りを受けた事件について、警察職員 A が作成した供述調書等、当該事件に関して作成された事件書類全てであると解される。

処分庁は、本件請求対象保有個人情報については、条例第 44 条に該当するとして不開示にしている。

(3) 条例第 44 条該当性について

ア 適用除外について

条例第 44 条は、法令の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 4 章の開示、訂正及び利用停止の規定が適用されない保有個人情報については、同法との整合性を図る必要があることから、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことを定めたものである。

そして、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の規定は適用しないこととしていることから、条例第 3 章の規定は適用しないこととしているものである。

イ 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項に規定する訴訟に関する書類とは、同法第 47 条に規定する訴訟に関する書類と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものをも含むと解されている。

したがって、訴訟に関する書類とは、裁判所で作成される判決書や証人尋問調書等及び検察官、弁護士から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成又は取得される捜査書類をも含むと解される。

そこで、これらの考え方に基づき、本件請求対象保有個人情報条例第 44 条に該当するか否かを以下検討する。

ウ 本件請求対象保有個人情報訴訟に関する書類に該当するか否かについて

(ア) 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件請求対象保有個人情報として、交通事件原票、速度測定記録表、納付書（警察の控）、供述調書、捜査報告書、電話通信書、実況見分調書、捜査関係事項照会書及び捜査関係事項照会回答書を特定したとのことである。

そして、交通事件原票は、道路交通法違反があった際に記入し、複写式になっている交通反則切符のうち警察本部長への報告に用いるもので、事件を処理するために作成する捜査書類であり、速度測定記録表は、交通事件原票に添付するものであるとのことである。また、納付書（警察の控）は、反則金の仮納付のために審査請求人に交付した納付書の控えであるとのことである。さらに、供述調書、捜査報告書、電話通信書及び実況見分調書は、事件の捜査結果が記録されており、道路交通法違反事件を処理するために作成する捜査書類である

とのことである。加えて、捜査関係事項照会書及び捜査関係事項照会回答書は、刑事手続に必要な事項を関係機関に照会し、回答を得たものであり、捜査書類であるとのことである。

(イ) ここで、当審議会において本件請求対象保有個人情報を見分したところ、いずれも審査請求人に係る道路交通法違反事件の捜査の過程で作成又は取得された捜査書類であると認められた。

(ウ) したがって、本件請求対象保有個人情報は、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 2 項により適用除外とされる、訴訟に関する書類であると認められる。

エ したがって、本件請求対象保有個人情報は、条例第 44 条に該当し、条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定の適用を受けないものと認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の条例第 44 条該当性については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

審査請求人が、愛知県警察本部交通部第一交通機動隊所属警察職員 A により交付された、交通反則告知書に係る、本人不立ち合いの下に作成された供述録取書及び実況見分調書並びにそれに関する一切の行政文書。